

障害を持つ生徒の保護者の方 安全策手続きお知らせ (2022年6月)

以上は障害を持つ生徒、21歳未満—または学年度中22歳の誕生日を迎える対称する一生徒で公立学校生活を送り成人生活までの以降と統合する必要とする生徒対称の安全策手続きです。さらに、2022年1月1日以降、3歳の誕生日前に早期介入サービスを受け、個別教育プログラム (IEP) の資格があると資格され、誕生日が5月1日から8月31日の間にあるお子様は、次の期間まで早期介入サービスを3歳の誕生日の後の学年の始まりまで受け続けることができます。保護者権利として、延長オプションを選択し、後日その判断を取り消してこのオプションを拒否し、お子様が学年度の開始前に幼児教育サービスを開始することも可能です。

特別支援教育および関連サービスを受けている、または受ける資格がある障害のある学生または成人学生の保護者として、州法および連邦法によって保護される権利があります。障害のある生徒の教育に関する連邦法である障害者教育法 (IDEA) のパート B は、米国教育省の規制により障害のある児童の保護者へ、IDEA に基づいて利用可能な手続き上の保護措置の詳細な説明を含む通知を提供することを義務付けられています。この資料は与えられる権利について含まれていません。これらの権利の詳細な説明は、お子さまの学区から入手できます。この文書をよくお読みになり、お子さまへのサービスや利用可能な手続き上の保護措置に関してご質問がある場合、または追加の説明が必要な場合は、学区にお問い合わせください。

手続き上の保護措置の通知は、年に1回だけ公開する必要があります。ただし、最初の評価要請時、イリノイ州教育委員会 (ISBE) への最初の書面による苦情または最初の適正手続きによる苦情の受領時、配置変更を構成する懲戒免職の際、要請に応じてコピーを提出する必要があります。

保護者様の権利に関する追加情報は、ISBE Web サイトの「The Parent Guide」からご確認いただけます。

事前の書面による通知

一般情報

地方自治体は、事前に書面による通知 (特定の情報は書面で) を提供する必要があります。

- 学区が識別、評価、教育配置の開始または変更を提案する場合、または、お子様に無料で適切な公教育 (FAPE) を提供すること。または
- 学区が識別、評価、教育配置の開始または変更を拒否した場合、またはお子様への FAPE の提供
- お子様が成人年齢 (18 歳) に達する 1 年前。すべての教育の権利別段の定め親/保護者から生徒への譲渡がない限り。

書面による通知は、提案または拒否される行動の少なくとも 10 日前までに提出する必要があり、次の内容を含める必要があります。

- 1) 政府機関が提案または拒否した措置の説明。
- 2) 政府機関がその措置を提案または拒否した理由の説明。
- 3) 政府機関が評価の目的として使用した各評価手順、評価、記録、または報告書の説明、提案または拒否されたアクションの根拠

- 4)障害のあるお子様の保護者は手続きに基づいて保護を受けているという声明 この通知が評価のための最初の照会ではない場合には、手続き上の安全措置の説明を入手できます。
- 5)この部分の規定を理解するために保護者が連絡するための情報源。
- 6)IEP チームが検討した他のオプションの説明と、それらのオプションが拒否された理由、
- 7)そして当局の提案または拒否に関連するその他の要因の説明。

公的機関は、以前受け取った文書が前述の要件をすべて満たしている限り、事前の書面による通知の一部として IEP を使用することができます。

IEP チームがお子様の IEP を作成または改訂するミーティングで、お子様が FAPE を受けるには特定のサービスが必要であると判断し、そのサービスが設定どおりに開始されてから 10 授業日以内に実施されなかった場合お子様の IEP によって通知されること、地元の学区から、サービスがまだ実施されていないことを書面で通知されます。通知は、地元の学区がお子様の IEP を遵守していない場合には 3 授業日以内に提出する必要がある、補償サービスを要請するための学区の手順について通知する必要があります。このセクションの目的上、「授業日」には、IEP サービスの欠如とは関係のない理由でお子様を学校を欠席する日、またはサービスは利用可能であるがお子様が利用できない日は含まれません。

いつでも、保護者と学校の双方にとって都合の良い時間に IEP ミーティングを開催するようリクエストすることができます。要請の受領後 10 日以内に、学区は IDEA の規定に従って同意して通知する、または児童への FAPE の提供を確実にするために面会が必要ない理由の説明を含めた拒否の旨を書面で通知するものとします。

わかりやすい言語での通知

通知は、明らかに不可能でない限り、一般の人々が理解できる言語で書かれ、母国語または保護者が使用するその他のコミュニケーション手段で提供される必要があります。母国語または他のコミュニケーション手段が書き言葉ではない場合、地元の学区は次のことを確実にするための措置を講じるものとします。(a) 通知が口頭またはその他の手段であなたの母国語または他のコミュニケーション手段により翻訳されます。b) 通知の内容を理解していること、および(c) これらの要件が満たされていることを示す書面による証拠があるものとします。

電子メール

学区で次の情報を電子メールで受け取ることができる場合は、それを選択することができます。

- 事前の書面による通知
- 手続き上の安全措置に関する通知、そして
- 適正手続きによる苦情に関する通知

保護者の同意

概要

インフォームド・コンセントは、すべての関連情報が母国語またはその他のコミュニケーション手段で提供されたことを示します。また、これを理解し、書面で同意したことを示します。地元の学区は、次の場合に、保護者から書面による同意を(州が義務付けるフォームを使用して)取得する必要があります。

- 初期評価 - 特別支援教育、サービスを受ける資格を判断するための初期評価を実施するとき
- 初期サービス/紹介 - お子様に特別支援教育および関連サービスを最初に提供するとき、または
- 再評価 - お子様を再評価するとき

学区が既存のデータを評価または再評価の一部として、または学区の全校生徒が受けるテストやその他の評価、ただしその評価の前にすべてのお子様の保護者の同意が必要となる場合は除き、保護者の同意は必要としません。

同意は保護者の任意であり、いつでも同意を撤回することができます。同意を撤回しても、同意を与えた後、撤回する前に行われたアクションが無効になるわけではありません。同意の取り消しの詳細については、4 ページの「同意の取り消し」セクションを参照してください。

州の病棟またはケアを受けている青少年の初期評価に関する特別規則

イリノイ州では、「州区」は「青少年のケア」と呼ばれることがあります。

IDEA で使用される州の区とは、次のような児童を意味します。

- 1) 養子。ただし、養親に教育を受ける権利が裁判官またはお子様の世話全般に対する責任を監督する公的機関より割り当てられている場合を除く。
- 2) 州法に基づく州の被後見人とみなされます。
- 3) 州法に基づいて裁判所の被後見人とみなされる。または
- 4) 児童福祉機関に保護されている。

初期評価の場合のみ、お子様が州の被後見人であり、お子様の親と同居していない場合、公的機関は、お子様が障害のあるお子様であるかどうかを資格するための初期評価のため保護者同意を得る必要はありません。

- 1) 合理的な努力にもかかわらず、学区が保護者を見つけることができない。
- 2) 州法に従って保護者の権利が剥奪された、または
- 3) お子様の世話全般責任を負う裁判官または公的機関が、以下の権利を親以外の個人に割り当てた場合、教育上資格・初期評価の同意

保護者の同意の欠如

以下の同意を拒否する場合は、特定の条件が適用されます。

- 初期評価 - 初期評価に同意しない場合、または要請に応じなかった場合学区は初期評価の実施を調停および/または適正手続きによる公聴会手続きを利用し同意はなしで求めることができます。

適正手続きによる公聴会(due hearing process)が開催される場合、公聴会職員は学区に対し、公聴会の実施を続行し保護者の同意なしに初期評価を行うことを命令することができる。公訴権の元、お子様は、司法手続き・行政上の何らかの結果が出るまで、現在の教育機関に留まり続けます。

- 初期サービス/紹介 - 特別支援教育または関連サービスの最初の提供を拒否した場合、学区はこれらのサービスを提供しません。さらに、学区はこれを追求すること、サービスが提供する裁定を得るために、調停または適正手続きを行うことはできない。

特別支援教育および/または関連サービスの最初の提供への同意を拒否した場合、学区は、お子様に FAPE を提供するという要件に違反しているとはみなされません。また、学区は、お子様のための IEP を作成するためにミーティングを招集する必要もありません。

再評価 - 再評価への同意を拒否した場合、学区は調停または適正手続きによる審理を通じて無効化手続きを進めることができますが、必ずしもそうする必要はありません。ただし、学区が保護者の同意を得るために合理的な努力をしたにもかかわらず、応じなかった場合、学区は再評価を 求めることができます。学区がそのような手続きを行わないことを選択した場合、学区はお子様に FAPE を提供することに違反していません。

同意の取消し

お子様が現在特別支援教育および関連サービスを受けている場合、あなたはいつでもそのようなサービスに対する同意を撤回する権利を有します。同意は口頭または書面で行うことができます。同意を口頭で取り消した場合、学区は口頭での取り消しから 5 日以内に書面による確認を提供する必要があります。あなたが口頭または書面で同意を取り消す場合、学区は取り消しの旨とすべての特別支援教育および関連サービスの終了日を通知する事前の書面通知を提供しなければなりません。

同意を撤回すると、学区は

- 1) 特別支援教育および関連サービスを提供し続けない
- 2) IDEA の規制に従って、次の提案について適時に書面による事前通知を提供する必要があります。書面による同意の取り消しの受領に基づいて特別支援教育および関連サービスを終了する
- 3) 適正手続き(調停、解決ミーティング、または公平な適正手続きなど)を利用しサービスがお子様に提供される裁定を得てはなりません。
- 4) お子様に FAPE に対する特別支援教育および関連サービスを提供するという要件に違反していません。
- 5) 特別支援教育および関連サービスをさらに提供するために、IEP ミーティングを開催したり、IEP を作成したりする必要はありません。
- 6) 同意の取り消しによりお子様が特別支援教育および関連サービスが提供された教育記録を修正する必要はありません

サービスが終了すると、お子様は一般教育の学生とみなされます。以前のお子様の全ての権利と責任(この文書に記載されているとおり)、特別支援教育の懲戒的保護を含むものも停止されます。

注意: 同意を撤回の影響により、お子様に対するすべての特別支援教育および関連サービスが完全に終了します。ただし、お子様が受けているサービスの種類や量に同意できない、お子様は引き続き特別支援教育および関連サービスを受けるべきであると考えている場合は、「苦情解決」、「調停」、および「公聴会」セクションのサービスに関して意見の相違が生じた場合の権利についてを確認してください。

保護者のミーティングへの参加

保護者はお子様の識別、評価、適格性、再評価、教育的配置に関するミーティングに参加する機会が与えられなければなりません。学区は、ミーティングの 10 日前までに書面による通知を提供する必要があります。通知は目的、相互に合意した場所と時間、参加者をお知らせする必要があります。IEP ミーティングの通知には、保護者に事業に関する特別な知識や専門知識を持つ人を招待する権利があるという文も含める必要があります。

通訳者を要請する権利があります。通訳者が IEP 内で他の役割を果たさないように要請する権利があり、学区はそのリクエストに合理的な努力を示す必要があります。学区が IEP ミーティングでは他の役割はない通訳者の要請を不当に拒否したと思われる場合、IDEA および学校法第 14 条に基づくすべての権利を有します。適正手続きによる公聴会、国家告訴、調停、ISBE 監視、を公民権局への提出により権利が含まれます。

保護者は重要な IEP の翻訳された書面への権利があります。学区は、翻訳文書の要請方法および翻訳に関する質問や苦情の連絡先について、両親/保護者ミーティング通知フォーム (ISBE フォーム 34-57D) を通じて通知する必要があります。

保護者はお子様の IEP チームの重要なメンバーであり、お子様の教育的配置に関する決断が行われるミーティングに参加することが奨励されています。ミーティングに出席できない場合、学区は、個別または電話ミーティングの参加を含む他の方法を使用し参加を確保する必要があります。

お子様のサービスと配置に関する資格は、保護者がミーティングに出席しなくても IEP チームが行うことができますが、学区は、相互に合意したミーティングの時間と場所を調整する努力の記録を、発信または試みられた詳細な電話とその結果、送られた通信のコピーと受信した応答、または自宅や職場への訪問とその結果の詳細な記録など証拠を含めて保管しなければなりません。

14 歳半 (IEP チームが適切と資格した場合はそれ未満) から始まるお子様に対する通知には、ミーティングの目的の 1 つがお子様の移行サービスのニーズについての作成することであること、学区がお子様、ミーティングに代表者を派遣する他の機関招待することを明記する必要があります。学区は、あなたやあなたのお子様はミーティングの議事内容を確実に理解できるように、必要なあらゆる措置を講じなければなりません。これには、あなたやあなたのお子様は聴覚障害者である場合、またはあなたの母国語が英語ではない場合に通訳を手配することが含まれます。

IEP チームは少なくとも年に 1 回ミーティングする必要がある、各学年の初めまでにお子様の IEP を有効にする必要があります。年次ミーティングの後、学校はお子様の IEP を修正する目的で IEP ミーティングを招集しないことに同意することができます。代わりに、IEP は書面による文書によって修正または修正される場合があります。その場合 IEP チームのメンバーには変更について通知する必要があります。

お子様の特別支援教育および関連サービスを受ける資格を判断するミーティング、またはお子様の IEP を検討するミーティングの少なくとも 3 授業日前まで (または、書面による同意を得て 3 授業日以内に IEP ミーティングが予定されている場合は、できるだけ早く)、地学区は、十分な情報を持って参加できるよう、ミーティングで IEP チームにより検討されるすべての文書のコピーを提供する必要があります。利用可能な配送方法からお選びいただけます。配送方法には、普通郵便と学校での受け取りが含まれます。

適用される連邦法および州法の要件に従って、特別支援教育資格または IEP 検討ミーティングの前に、お子様の学校生徒の記録を確認およびコピーする権利について通知されなければなりません。

評価手順

学区は、お子様の評価を実施する際に、さまざまな評価ツールと戦略を使用する必要があります。評価では、障害の疑いに関連するすべての領域でお子様を評価する必要があります。学区は、人種、文化、言語、または障害によってお子様に偏見を持たない適切な手段と手順を使用する必要があります。教材と手順は、お子様が知っていること、できることについて最も正確な情報を提供できるよう、評価はお子様に最もいい言語と形式で提供および管理されなければなりません。

初期評価

学区は、お子様の初期評価の要請を開始することができます。評価の要請を受け取ってから 14 授業日以内に、学区は評価が正当であるかどうかを判断します。学区が評価を実施しないと判断した場合は、書面で通知するものとします。

学区が評価を実施すると判断した場合:

- A. 学区は、知識とスキルを備えた個人 (保護者を含む) からなるチームを招集するものとします。評価データの管理と解釈に必要です。お子様の症状の性質やその他の関連要因によって異なり、チーム構成も変わります。
- B. チームは、評価を完了するために必要な評価を特定し、準備するものとします。書面による通知に、必要な評価を記載する、または必要でない理由を説明します

- C. 学区は、チームの結論の通知が期限内の14 授業日以内に学校区が実施する必要な評価への保護者の同意を頂くため通知されます。

評価が必要であると判断された場合、学区は必要な評価を実施するための書面による同意書に署名頂いた日から60 授業日以内に評価を完了する必要があります。同意を与えた日以降、学年度に残っている授業日数が 60 日未満の場合は、適格性の判断が行われ、IEP ミーティングは次の学年度の初日までに終了するものとします。

評価は資格のある個人のチームによって実施され、保護者の意見が含まれる必要があります。読解力、数学力、または限られた英語能力における適切な指導の欠如が要因であると判断された場合あなたのお子様は障害のある子どもであるとは判断されません。

学区が評価の実施に失敗した場合、公平な適正手続きによる公聴会でこの不履行を不服として申し立てる、州の苦情手続きを利用してこの不履行についての検討を要請する、調停を要請することができます。

再評価

学校は、保護者が再評価が不要であることに同意しない限り、初期評価後少なくとも 3 年ごとにお子様を再評価する必要があります。

独立した教育評価

一般的な

IEP ミーティングの終了時に、ミーティング推奨事項の保護者通知フォームのコピーが渡されるものとします。これは、チームによって検討されたオプションを指定し、結果に同意できない場合に独立した教育評価 (IEE) を受ける権利を通知します。

定義

- 独立した教育評価とは、学区によって雇用されているものではない、保護者に選ばれた資格を有する者、によって実施される評価を意味します。
- 公費とは、学区が評価の費用を全額負担するか、評価は無料で提供されることを保証することを意味します。

公費で評価を受ける保護者の権利

学区が実施または取得した評価結果に同意できない場合、公費で IEE を取得する権利があります。書面で要請を開始し、学区教育長に要請を提出する必要があります。

要請を受け取ったら、学区は次のいずれかを行う必要があります。

- 要請に同意し、公費で IEE を提供する、または
- 書面による要請から 5 日以内に公平な適正手続きによる審理を開始し、以下のことを証明する。地区の評価は適切であった。

学区は評価に反対する理由を尋ねる場合がありますが、反対の理由を説明するよう求めて不当に評価を遅らせたり、拒否したりすることはできません。

学区が IEE の費用を支払うことに同意した場合、学区の要請に応じて、独立した教育評価をどこで取得できるかについての情報を提供しなければなりません。IEE が公費で行われる場合は常に、評価の場所や審査官の資格など、評価を取得するための基準は、学区が評価を開始するときに使用する基準と同じでなければなりません。

学区が適正手続きによる審問を開始し、審問官が評価を命じた場合、評価の費用は公費で負担しなければなりません。審問官の最終判断が学区の評価が適切であると判断した場合でも、IEE を受ける権利はありますが、費用は自己負担となります。

公費で IEE を取得する場合、または私費で取得した評価を学区と共有する場合、評価の結果が公的機関の基準を満たしていれば、お子様にFAPE の規定に関して行われる判断において公的機関によって考慮されなければなりません。

また、適正手続きの審理において証拠として IEE を提出することもできます。

公費または私費で実施された IEE の報告書を受け取ってから 10 日以内に、学区は IEP チームが結果を検討するために会合する日付を記載した書面による通知を提供するものとします。

私立学校でお子様の親による一方的な配置の要件

このセクションでは、保護者が自主的にお子様を私立(宗教を含む)学校/施設に預ける場合のお子様の権利について説明します。

概要

私立学校に通うお子様を含め、州内に居住し特別支援教育および関連サービスを必要とする障害のあるお子様はすべて、居場所を特定し、評価する必要があります。Child Findと呼ばれるこのプロセスは、お子様の私立学校またはホームスクールがある公立学区の責任です。お子様が特別支援教育サービスを受ける資格があると判断された場合、Child Find には3年に1回行われなければならない再評価を受ける権利が含まれています。識別と評価に関連してこの文書に記載されている権利は、お子様を私立学校/施設に預ける場合にも適用されます。

ただし、障害のあるお子様を私立学校に通わせることを選択した場合、お子様は公立学校に入学した場合に受けられる特別支援教育や関連サービスを受ける権利を持ちません。援教育サービスをお子様の私立学校で利用できる場合、その種類と量は、お子様が所在する公立学校が私立学校生徒に提供するサービスによってお子様のサービス判断し制限されます。学校の判断は、私立学校の代表者および障害のある私立学校の児童の保護者の代表団体と協議した後に行われます。私立学校のサービスに指定されている限られた連邦資金の使用方法は学校が判断します。公立学校がお子様に何らかのサービスを提供することを選択した場合は、サービス計画を作成し、実施する必要があります。

サービスプラン

サービス計画には、お子様に特別支援教育および関連サービスを「どのように、どこで、誰が提供するか」を含める必要があります。サービス計画は、サービスを受けるよう保護者が指定した私立学校の配置に障害のある児童に提供されるサービスのみを反映する必要があり、適切な範囲でIDEA の IEP 内容要件を満たさなければなりません。FAPE を受ける権利のある障害のある生徒は、パート B に基づくあらゆるサービスを受けなければならないため、一般的にIEPは限定的なサービスプランに比べより包括的なサービスプランを保護者が指定した私立学校の配置で実施される地方教育庁 (LEA)から指定されたサービスを受けます。サービス計画が適切な範囲で IEP の要件を満たすという要件により、保護者が指定した私立学校の配置に障害のある児童の個別のニーズに有意義に対応することが保証されます。

私立学校の紹介料の払い戻し

FAPE が公立学校から提供されていないと信じて、お子様を私立の小学校または中学校に入学させる場合、以下が該当する可能性があります。

- 学区が登録前に適時に FAPE を利用できるようにしなかったことが判明した場合裁判所または審問官は、学区に対し、登録費用の払い戻しを要請するがあります。

審問官によって認められた払い戻しは、以下の場合に減額または拒否される場合があります。

- お子様を公共の場から排除する前に、直近の IEP ミーティングに出席した際、学区が提案した配置を拒否することを IEP チームに知らせなかった場合、懸念事項やお子様を公立以外の学校や施設に入学させる意向を表明することも含めむ
- 公立学校の生徒退学10 営業日前(営業日に発生する休日を含む)学区に上記の情報を知らせなかった場合
- お子様を公立学校から退学させる前に、学区からお子様を評価する意図通知があり、お子様をそのような評価に受けてるようしなかった場合または、
- 保護者とした行為に関して不合理であると司法が判断した場合。

以下の理由で知らせを怠った場合、払い戻し費用が減額または拒否されることはありません。

- 保護者は英語の読み書きができない。
- 通知要件に従うと、身体的または重大な精神的危害がお子様に生じる可能性がある場合
- 学校がそのような通知を提供することを妨げたまたは
- 上記の通知要件を知らされていなかった場合

障害のある児童生徒の懲戒

お子様の行動が自分の学習や他人の学習を妨げている場合は、お子様の IEP の発達において、積極的な行動介入やサポートを含む戦略を考慮する必要があります。お子様が生徒の行動規範に違反した場合、学校職員はそのお子様を現在の配置から除外される場合があります。

サスペンション(停学)の定義

保護者が規律違反を理由に生徒を学校まで迎えに来るように求められた場合、この退学は規定により「停学」とみなされません。停学または退学には、学校およびすべての学校活動からの停学または退学、および学校敷地内での出席の禁止が含まれる場合があります。

短期の退学(学年度の授業日数が 10 日未満)

お子様が生徒の行動規範に違反した場合、学校職員は学年度で10 日未満その生徒を現在の配置から除外することがあります。学区は、同様の規定に基づいて障害のない生徒にサービスが提供されない限り、これらの移動中お子様に教育サービスを提供する必要はありません。

長期休学(学年度で合計10日以上)

障害のあるお子様を現在の教育機関から外すことは、以下の場合には、教育機関の変更となります。

- 1) 退学期間が連続 10 日を超えている場合。または
- 2) 以下の理由により、お子様はパターンを構成する一連の退去処分を受けます。
 - a) 一連の退学は、合計で 1 学年の授業日数が 10 日を超えます。
 - b) 児童の行動は、以前の除外された事件における児童の行動のと実質的に類似している、そして
 - c) それぞれの移動の長さなどの追加要素のうち、お子様が除外され過ぎた時間の合計、除外されたもの同士の近接性。

退学のパターンが配置変更該当するかどうかは、学区がケースバイケースで判断し、異議が申し立てられた場合には、適正手続きと司法手続きを通じて検討されることになる。

懲戒解雇の日数が合計 10 授業日を超えた場合、学区は教育サービスを提供し続けなければなりません。学校職員は、お子様の担当教師の少なくとも 1 人と相談して、撤去中に IEP で定められた目標の達成に向けてお子様が一般教育カリキュラムに (たとえ別の環境であっても) 参加し続け、進歩できるようにするために必要なサービスの範囲を判断する必要があります。

学年度中の合計 10 授業日を超える懲戒解任は、学校当局による配置変更とみなされる場合があります。このような場合、学区はその判断を通知し、除外の判断がなされた同日に手続き上の安全措置のコピーを提供する必要があります。学校職員は、お子様の担当教師の少なくとも 1 人と相談して、退去期間中に必要なサービスの範囲を判断する必要があります。お子様は、必要に応じて、行動違反が再発しないように対処するための機能的行動評価および行動介入サービスおよび修正を受けるものとします。さらに、発現判定レビュー (MDR) を実施するために、IEP ミーティングをできるだけ早く、除名判断後 10 授業日以内に行う必要があります。

発現判定レビュー

MDR を実施する場合、IEP チームは、お子様の IEP、スタッフの観察、および保護者から提供された関連情報を含む、お子様のファイル内のすべての関連情報を考慮するものとします。IEP チームは次のことを判断します。

- その行動がお子様の障害によって引き起こされた場合、またはお子様の障害と直接的かつ重大な関係があった場合、または
- その行動が学区がお子様の IEP を実施しなかったことの直接の結果である場合。

上記の記述のいずれかが該当するとチームが判断した場合、お子様の行動は障害の表れであると見なされなければなりません。

学区は、生徒の行動介入計画を検討するまたは、行動介入計画がまだ作成されていない場合は作成する必要があります。

A. 障害の発現

その行動がお子様の障害の表れであると判断した場合、IEP チームは次のことを行うものとします。

- 機能的行動評価を実施し、行動介入計画 (BIP) を実施する。ただし、配置の変更をもたらした行動の判断前に学区がそのような評価を以前にまだ実施していなかった場合に限りです。
- BIP が導入されている場合は、BIP を確認し、必要に応じて計画を変更します。そして
- 学区と協力、同意しない限り、お子様は暫定的な補欠に移された場合薬物、武器、および/または重大な人身傷害に関する教育現場を除き、元の場所に戻ります。(詳しくは次のページをご覧ください暫定的な代替教育環境 [IAES] に関する情報。)

B. 障害の発現ではない

お子様の行動が障害に関連していないと判断された場合、障害のない生徒に対する場合と同様に、関連する懲戒手続きが適用される場合があります。ただし、障害のある生徒は、その学年度で10授業日以上除外された場合でも引き続き FAPE を受けなければなりません。

学区がすべての生徒に適用される適切な懲戒手続きを開始する場合、学区は、措置について最終判断を下す担当者による検討のために、お子様の特別支援教育および懲戒記録が確実に送信されるようにしなければなりません。

迅速な適正手続きによる審理

懲戒処分または MDR に関する判断に同意できない場合は、適切な手続きによる迅速な審理を要請する権利があります。書面で請求を行う場合、地元の地区または ISBE は迅速な審問を手配する必要があります。

さらに、お子様を現在の配置に維持することが、お子様や他の人に怪我を与える可能性が高いと学区が判断した場合、学校は、お子様の配置を IAES に変更するための適正手続きの迅速な審理を要請する場合があります。たとえお子様の行動が障害の表れである場合でも、聴聞官は配置を命令することがあります。

緊急審問は、審理が要請された日から 20 授業日以内に行われ、審問後 10 授業日以内に判断が下されなければなりません。

暫定的な代替教育環境 (IAES)

IAES は、懲戒上の理由から特定の期間、教育サービスが提供される別の場所です。この設定は IEP チームによって判断され、別の設定であってもお子様が一般カリキュラムを継続的に進めることができ、現在の IEP に記載されているサービスや変更を含めたサービスや修正を受け続けることができるように選択する必要があります。これにより、IEP の目標を達成できるようになります。代替設定には、除外の原因となった行為に対処するためのサービスと宿泊施設も含める必要があります。

学校職員は、以下の場合には、あなたの同意なしに、あなたのお子様を現在の IAES への教育機関から外すことができません。

- 学校または学校行事に武器を持ち込む。
- 学校にいるとき、または学校の行事にいるとき違法薬物を故意に所持または使用する、あるいは規制薬物を販売または勧誘する。
- 学校または学校行事中に他人に重傷を負わせた場合。

IAES への除外は、その行動が障害の表れであると資格されるかどうかに関係なく、45 在学日を超えてはなりません。

あなたが判断に同意せず、その判断に異議を唱えるための迅速な適正手続きによる公聴会を要請した場合、あなたと学区が別段の合意をしない限り、または45校時までは、公聴会の係属中、お子様は暫定的な代替教育環境にとどまることになります。期間が終了します。最初の 45 日の学期が終了した後も、学区がお子様の危険性が依然として高いと資格した場合、学区はその後の迅速な審問と代替配置を求めることがあります。

特別支援教育および関連サービスを受ける資格をまだ持たない生徒の安全策

お子様が特別支援教育を受ける資格を持っていないが、懲戒処分の対象となる行為が起こる前にお子様は障害を持っていることを学区が知っていた場合、障害のある生徒に与えられる規律上の保護同様のことを主張することができます。

以下の場合、学区は障害について知識があるとみなされます。

- お子様は特別支援教育と関連サービスを必要としていると書面で懸念を表明した。
- お子様の行動や学校の成績は特別教育の必要性を示している
- お子様は特別支援教育が必要かどうかを判断するための評価を要請したまたは、
- お子様の教師または他の学区職員の 1 人が特別支援教育サービスを特別教育部長またはその他の適切な地区職員に連絡した場合。

以下の場合、学区は障害について知識があるとはみなされません。

- お子様の評価を許可しなかった。
- サービスを拒否した。
- 評価が実施され、お子様には障害がないと判断された。または
- 評価は必要ないと判断され、書面で通知を受けとった

生徒に対して懲戒処分を行う前に、学区がその生徒が障害のある生徒であることを知らなかった場合、その生徒は、同様の行為をした障害のない生徒に適用されるのと同じ懲戒手続きの対象となる可能性があります。

学生が懲戒手続きを受ける期間中に要請された評価は、迅速に実施されなければなりません。ただし、評価の結果が出るまで、学生は学校当局が判断した教育機関に留まる必要があります。評価に基づいて学生が障害のある学生であると判断された場合、地方学区は適切な特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。

法執行機関および司法当局への照会および措置

地方自治体やその他の機関が、障害のある学生による犯罪を適切な当局に報告することは禁止されていません。さらに、州法執行機関および司法当局は、障害のある学生が犯した犯罪に対する連邦法および州法の適用に関する責任を行使することを妨げられません。

障害のある学生による犯罪を報告する地方自治体またはその他の機関は、学生の特別支援教育および懲戒記録のコピーが検討のために適切な当局に確実に送信されるようにする必要があります。

苦情の解決

生徒の識別、評価、教育的配置、または生徒への FAPE の提供事項に関する懸念は、学区に問い合わせる必要があります。

自分のお子様または数人の障害のあるお子様の権利が侵害されたとして、署名入りの書面による苦情を ISBE に提出することができます。正式な苦情には次の情報を含める必要があります。

- 責任ある公共団体が教育要件特別規則に違反したと主張する声明。
- 声明の根拠となっている事実。
- 関係する生徒および出席学校の名前と住所。
- 申立人の署名と連絡先情報。
- 問題に関連する事実を含む、問題の性質の説明。そして
- 既知の範囲で、問題に対して提案された解決策。

苦情が受理された日から 1 年以内に違反が発生したと主張する必要があります。上記の要件を満たす苦情を受け取ってから 60 日以内に、ISBE は次のことを行うものとします。

- ISBE が必要と資格した場合は、独立した現地調査を実施します。申し立てに関する追加情報を提出する機会を与える。
- 公共団体に対し、苦情の対象である書面による回答の提出を要請する。公共団体は、回答書および修正その他すべての文書、アクションコンプライアンス文書を含むものを ISBE およびアクションを提出する親、個人、または組織に当社代理店が苦情を受領した日から 45 日以内に苦情を提出するものとします。

- 苦情処理中に公的機関に解決する、または紛争の調停、代替手段に参加するよう解決提案を行う機会を提供する。
- すべての関連情報を検討し、公共団体が法令特別教育の要件に違反していないかどうかを判断する
- 各申し立てに対処し、事実の調査結果と結論を含む書面による判断およびISBE の判断の理由、是正措置の命令を発行する。

これらの措置は、例外的な状況で期限が延長される場合や、あなたと学区が調停などの別の紛争解決方法を利用する場合を除き、60 日以内に行われます。

適正手続きによる公聴会の対象でもある 1 つ以上の問題を含む苦情が提出された場合、苦情の該当部分は公聴会が完了するまで保留されます。さらに、問題が以前に同じ当事者が関与する適正手続きの公聴会で判断されている場合、公聴会での判断が拘束力を持ち、その問題は苦情処理では調査されません。

紛争解決プロセスとリソースの詳細については、ISBE の次のリンクをご覧ください：

<https://www.isbe.net/Pages/Special-Education-Eective-Dispute-Resolution.aspx>

調停

イリノイ州の調停サービスは、お子様に対する特別支援教育および関連サービスの適切性に関する意見の相違を解決する手段として設計されています。保留中の適正手続きによる公聴会の有無にかかわらず、調停を申請することはできますが、適正手続きによる公聴会を遅る、拒否するために調停を利用することはできません。あなたと学区の両方が調停プロセスに参加することに自発的に同意する必要があります。このサービスは ISBE によって管理および監督され、学区に無料で提供されます。

調停は、効果的な調停技術の訓練を受け、特別支援教育および関連サービスの提供に関する法律や規制に精通した資格のある公平な調停人によって行われます。調停者は公平な第三者であり、いずれの当事者にも行動を強制する権限はありません。

参加人数は原則として1パーティーにつき3名までとさせていただきます。弁護士、通訳、その他の関係者を同伴することができます。調停プロセス中に行われるすべての議論は機密扱いとされ、その後の適正手続きによる審問や民事訴訟において証拠として使用することはできません。

調停中にお子様の能力についての基本的な信念を放棄するよう求められることはありません。むしろ、(a) お子様のプログラムに含めることができる代替案を検討すること、(b) 相手方が表明する懸念に耳を傾けること、(c) お子様の能力と地区の義務とリソースについて現実的になることが求められます。

調停プロセスを通じて紛争を解決する場合、保護者とその合意を拘束する権限を持つ学区の代表者の両方によって合意書が作成され、署名されます。調停合意は法的拘束力があり、管轄権を有する州裁判所または米国の地方裁判所で執行可能です。

お子様の教育的配置を変更するという学区の提案に異議を唱える保護者による調停の要請は、「ステイプット」条項を発動するものとします。「常駐」配置は、当事者間で合意された最後の配置となります。当事者が調停の利用を拒否した場合、保護者(または 18 歳以上または解放された場合は生徒)は、「待機」を継続するために、拒否の日から 10 日間、適正手続きによる公聴会を要請することができます。調停が両当事者間の紛争を解決できなかった場合、保護者(または 18 歳以上または釈放された場合は生徒)は、調停終了後 10 日以内に、法的手続きを継続して行うための適正手続きによる審理の請求「ステイプット」条項を提出するものとします。

意見の相違を調停する努力は、実際に行われた調停および調停の結果到達した書面による合意の条件を記録する目的を除き、その後の行政訴訟または民事訴訟において証拠として認められません。調停人は、その後の行政手続きまたは民事手続きにおいて証人として呼ばれることはできません。

調停サービスを依頼したい場合、または調停システムについて詳しく知りたい場合は、ISBE 特別支援教育部門 (217) 782-5589 または保護者向けフリーダイヤル (866) 262-6663 までご連絡ください。

紛争解決プロセスとリソースの詳細については、ISBE の次のリンクをご覧ください：
<https://www.isbe.net/Pages/Special-Education-Eective-Dispute-Resolution.aspx>

適正手続きの審問

適正手続きによる公聴会の要請

調停や州の苦情手続きの利用に加えて、保護者には公平な適正手続きによる審理を要請する権利もあります。適正手続きによる公聴会は、法的拘束力のある判断を下すために、審問官が証拠を収集し、保護者と学区の両方から証言を聞く法的手続きです。学生の識別、評価、教育的配置、または学区による FAPE の規定の開始または変更に対する学区の提案または拒否に関して、適正手続きによる公聴会を開始することができます。適正手続きによる公聴会の請求では、過去 2 年以内、またはお子様のサービス提供に関する学区の措置について合理的に知っていたはずの日から 2 年以内に発生した問題について話し合う必要があります。公平な適正手続きによる審理の開始を支援するために、地元で利用できる無料または低料金の法律サービスおよびその他の関連サービスのリストを提供するよう学区に要請することができます。

公聴会の申請は、保護者とお子様が生住する地区の教育長に書面で行う必要があります、次の情報を含める必要があります。

- 学生の名前と住所。
- 通っていた学校の名前。
- 苦情を申し立てている問題の性質に関連する提案された開始または変更、事実を含む説明。そして
- 現時点で既知で利用可能な範囲で提案された問題の解決策。

公聴会の要請を受け取ってから 5 授業日以内に、学区は内容証明郵便で ISBE に連絡し、公平な適正手続きによる公聴会役員の任命を要請します。適正手続きによる審理を要請するためのモデルフォームは、要請に応じて提供されるものとします。

学区に審問請求を提出してから 5 暦日以内に、最初の審問請求で提起されなかった問題を修正審問請求を提出する権利が認められます。5 暦日以降、修正審理請求を提出できるのは、学区の同意がある場合、または審問官の許可がある場合のみです。最初の審問請求の問題以外の問題を提起する修正審問請求を提出した場合、すべての審問タイムラインを再開する必要があり、場合によっては新しい解決セッションと事前公聴会を完了する必要があります。（以下を参照してください。）

解決ミーティング

公平な適正手続きによる公聴会の前に、学区は保護者と、適正手続きによる公聴会の要請で特定された事実について具体的な知識を有する IEP チームの関連メンバーとのミーティングを招集します。

解決ミーティングの目的は、学区が紛争を解決する機会を得ることができるように、公聴会の要請とその要請の基礎となる事実について話し合うことです。

解決ミーティングは次のことを行うものとします。

- 公聴会適正手続きの要請に関する学区の通知を受け取ってから 15 日以内に実施されること

- 意思判断権限を持つ地区の代表者を含める。
- 弁護士が同伴しない限り、学区の弁護士を含めないでください。
- 適正手続きによる公聴会の要請について話し合うこと。

保護者と学区は、解決ミーティングを放棄することに相互に同意するか、前述の調停プロセスを使用することに書面で同意することができます。解決セッションが不成功に終わった場合には、後日調停を利用することができます。

解決に至った場合、両当事者は、保護者と学区を拘束する権限を持つ代表者の両方が署名する法的拘束合意書を締結する必要があります。署名された契約は通常、管轄権を有する州裁判所または米国の地方裁判所で執行可能です。ただし、いずれ両当事者、契約を無効にする意図を相手方当事者に書面で通知することにより、契約署名後3 営業日以内であれば契約を無効にすることができます。

学区が公聴会による審理の要請を受領後 30 日以内に納得のいく解決をしなかった場合、適正手続きによる審理は継続されます。適正手続きによる審問スケジュールは、30 日の期間が終了した時点で開始されます。

解決ミーティングに参加しない場合、保護者と学区が解決ミーティングを放棄することに共同で同意するか調停を利用することに同意し、保護者が異議申し立てを提出しない限り、ミーティングが開催されるまで解決プロセスと適正手続きによる審問のスケジュールが遅れます。適正手続きによる審問の要請。まれに、保護者が地区の決議ミーティングの実施能力を意図的に妨害したと判断された場合、審問官があなたの審理請求を却下することがあります。

公平な適正手続きによる公聴会責任者の任命

公聴会を実施するために、ISBEによって公平な審問官が任命されます。審問官は、お子様の教育や保育に関与する機関の職員であることはできません。また、審問の客観性と矛盾するような個人的または職業上の利益を持つことはできません。

適正手続きによる審問の当事者は、権利として審問官の交代を 1 名許可される。代理の聴聞官の要請は、聴聞官の任命の通知を受け取ってから 5 日以内に ISBE に書面で行う必要があります。保護者と学区が同じ日に書面による要請を提出し、それが同時に受け取られた場合、ISBEは最初に公聴会を要請した側の要請に応じて交代が行われたものとみなします。相手方当事者の交代の権利は絶対に保護されます。公聴会の当事者が適切な補欠申請を提出すると、ISBE は 3日以内に別の公聴官を無作為に選出し、任命します。

任命された審問官が不在の場合、または当事者に任命が通知される前に辞任した場合、ISBE は新しい審問官を任命します。

事前公聴会(プレヒアリングカンファレンス)

保護者と学区が解決プロセスを通じて合意に達することができない場合は、適正手続きによる公聴会要件が続行されます。審問官によって許容される期間の延長が許可されない限り、審問の判断は、前述の決議セッションプロセスの終了後 45 日以内に下されなければなりません。公聴会を実施する前に、公聴官は当事者と事前公聴会を開催しなければなりません。

ISBE から書面による通知を受け取ってから 5 日以内に、任命された審問官は当事者に連絡して、事前公聴会を開催する時間と場所を判断しなければなりません。事前公聴会は、聴聞担当官の裁量により、保護者と学区の両方と協議の上、電話または対面で開催されます。事前公聴会では、学区と同様に保護者も以下のことを明らかにすることが求められます。

- 1) 公聴会で争われていると思われる問題。
- 2) 公聴会で呼び出される証人

3) 公聴会で事件のために提出できる文書のリスト。

公聴会の要請に含まれていなかった問題を事前公聴会で提起した場合は、修正された公聴会のリクエストを提出し、後日新たな解決セッションと事前公聴会を完了する必要がある場合があります。公聴会の要請が修正された場合も、公聴会の遅延が生じる可能性があります。(13 ページの「適正手続きによる公聴会の要請」を参照してください。)

事前公聴会后に、審問官はミーティングの報告書を作成し、それを審問記録に入力しなければなりません。レポートには以下を含める必要がありますが、これらに限定される必要はありません。

- 当事者または証人のために問題、プレゼンテーションの順序、およびスケジュール上の調整が行われた場合。
- 当事者または 審問官によって提起された文書または証人の関連性および重要性の判断の場合、
- 事前公聴会中に議論された、規定された(または合意された)事実のリスト。

公聴会前の権利

あなたには次の権利があります。

- 障害のある学生の問題に関して特別な知識を持つ個人の同行とアドバイスを受けること。
- 生徒に関するすべての学校記録を検査および確認し、そのような記録があればコピーを取得する
- 学区の独立評価者のリストにアクセスし、自費で負担した独立評価を得る
- 提出される証拠については、審問の少なくとも 5 日前までに通知されること。
- 公聴会へ学生のニーズ、能力、提案されたプログラム、またはステータスに関連する情報を持っている学区職員またはその他の人物の出席を強制する。
- 公聴会中に通訳を同席させるよう要請する。
- すべての管理および司法手続きが完了するまで、学生の配置と資格ステータスを維持する、そして
- お子様の配置を変更する場合、または以上の内容学区による症状の判定、生徒の暫定補欠への代替教育環境に同意できない場合は、迅速な審問を要請してください。

公聴会中の権利

あなたには次の権利があります。

- 公正、公平かつ秩序ある審理を行う。
- 裏付けおよび/または必要な証拠、証言、議論を提示する機会を持つ。係争中の問題を明確にする。
- 公聴会を非公開にする。
- お子様を公聴会に同席させる
- 証人に立ち向かい、反対尋問を行う。そして
- 公聴会の少なくとも 5 日前に開示されていない証拠の導入を禁止する。

公聴会

ISBE と審問官は、審問官がいずれかの当事者の要請に応じて特定の期間の延長を許可しない限り、審理の要請を受け取ってから 45 日以内に審問が開催しなければなりません。公聴会の終了から 10 日以内に、公聴官は係争中の争点、提示された証拠と証言に基づく事実認定、法律と命令に関する公聴官の結論を記載した書面による判断を発行しなければなりません。審理担当官は、審理請求で提起されたすべての問題(審理前に当事者間で解決されていない限り)、学区が事件の事実に基づいて学生に FAPE を提供したかどうかの全体的な資格を下さなければなりません。

迅速な審理

8ページから始まる「障害のある児童生徒の懲戒」のセクションで説明されているように、懲戒上の問題を理由に現在の教育機関からお子様を除外するという学区の判断について意見が異なる場合は、迅速な審問が要請できます。迅速な審理には、通常の適正手続きによる審問と多くの類似点がありますが、いくつかの大きな違いがあります。通常の適正手続きによる公聴会との主な違いは次のとおりです。

- 解決ミーティングは、迅速な審問要請の提出から 7 暦日以内に招集されなければなりません。
- 審問は、審理請求の提出から 20 授業日以内に実施されなければなりません。
- 審問の判断は、審問終了後 10 授業日以内に下されなければなりません。
- 任命された審問官の交替を要請することはできません

説明の要請

判断が出された後、審問官は、最終判断の説明を求めるいずれかの当事者からの要請を検討することのみを目的として、事件の管轄権を保持します。判断の受領後 5 日以内に審理官に書面で最終判断の説明の要請を提出することができます。説明の要請では、判断の中で説明を求める部分を指定する必要があります。コピーは審問に関係するすべての関係者および ISBE に郵送する必要があります。審問官は、要請の受領から10日以内に、判断の指定された部分の説明を行うか、要請の拒否を書面で提出しなければなりません。

判断に対する控訴

適正手続きによる審問の後、審問官の最終命令に不服のある当事者は、民事訴訟を起こす権利を有します。民事訴訟は、判決のコピーが当事者に郵送されてから120日以内に、管轄権を有する州裁判所または米国地方裁判所に起こすことができます。このような訴訟を起こすための手順は、申し立てが行われる裁判所の書記官事務所で入手できます。

配置の滞在

係属中の適正手続きによる審問または司法手続き中、お子様は、審理請求の提出時に提供された資格特別支援教育および関連サービスを維持したまま、現在の教育機関に留まらなければなりません。ただし、学区が懲戒事件に応じて生徒の配置を変更し、この配置が迅速審問の対象となっている場合、迅速審問での最終判断が出るまで学区の新しい配置は維持されます。（8ページ以降の「障害のある学生の懲戒」の項をご覧ください。）

弁護士費用の授与

IDEA に基づいて提起される訴訟または手続きにおいては、管轄裁判所が合理的な弁護士費用を裁定する場合があります。これらは、適正手続きによる審問手続きにおける保護者の利益の代理に関連する弁護士（無資格の弁護人やその他の非弁護士代理人を除く）が負担する費用です。裁判所は以下のような手数料を裁定する場合があります。

- 勝訴当事者である障害のある学生の親または保護者に
- 州教育庁 (SEA) または地区勝訴当事者に対する軽薄、不合理、または理由のない苦情またはその後の訴訟を保護者の弁護士に対して
- 州教育庁 (SEA) または地区勝訴当事者に対する親の弁護士、または苦情またはその後の訴訟原因が、不適切な目的、嫌がらせ、不必要な遅延を引き起す、訴訟費用を不必要に増加させるなどの提示している保護者

授与される料金は、提供されるサービスの種類と品質に関して訴訟または訴訟が発生したコミュニティで一般的な料金に基づくものとします。弁護士費用は、法外な料金の請求、不必要に長引いた訴訟、当事者間の和解合意の有無など、さまざまな要因に基づいて裁判所によって減額される場合があります。これらの問題については、弁護士と話し合うことをお勧めします。

適正手続きの審問に関する詳細情報は、ISBE の次のリンクでご覧いただけます: <https://www.isbe.net/Pages/Special-Education-Effective-Dispute-Resolution.aspx>

教育上の代理親

学生の入学後、居住する学区は、特別支援教育および関連サービスを紹介された、または必要とするお子様の保護者に連絡を取るよう合理的な努力をしなければなりません。保護者が特定できない場合、またはお子様が居住施設に居住する州の被後見人であり、居住施設がまだそうしていない場合、その施設の代表者は代理親の任命要請をISBE に提出するものとする。お子様の教育の権利が確実に守られるようにするためお子様が州の被後見人である場合、代わりに、お子様の養育を監督する裁判官によって代理親が任命されることもあります。保護者のいないホームレス学生の場合、学区は代理親を任命します。

児童養護施設や親族の養護施設に住んでいるお子様は、教育上の代理親を任命する必要がなくなりました。里親または親戚の養育者に預けられた各お子様の教育的ニーズを代表します。

学校があなたを代理親に任命した場合、この文書で説明されているすべての権利はあなたに帰属します。あなたは、お子様の教育や保育に携わる公的機関の職員であってはならず、お子様と利益相反がなく、お子様の適切な代表を確保するために必要な知識とスキルを持っていないべきではありません。あなたが居住施設の従業員である場合、その施設がお子様にご教育以外のケアのみを提供する場合、その施設に居住するお子様の教育代理親として選ばれることがあります。

教育上の代理親として、あなたは、身元確認、評価、教育的配置、および FAPE の提供に関するすべての事項においてお子様の代表を務めることができます。

教育記録へのアクセス

学区は、お子様の教育記録の機密性を保護する責任があります。

定義

- 破壊とは、情報から個人識別情報を特定できなくなるよう物理的に破壊または削除することを意味します。
- 教育記録 – 家庭教育権利およびプライバシー法 (FERPA) は「教育記録」を定義し学生に直接関係し、教育機関または当事者によって維持される記録として代理店のために活動している。
- 参加機関とは、収集、維持、個人を特定できる情報、情報の取得元を使用する学区、機関を意味します。
- 個人を特定できる情報とは、次のような情報を意味します。
 - a) お子様の名前、保護者としてのあなたの名前、または他の家族の名前。
 - b) お子様の住所。
 - c) お子様の社会保障番号や学生番号などの個人識別子。または
 - d) 個人の特徴または個人を特定できるその他の情報のリスト 合理的な確実性を持ったお子様。

アクセス権

保護者として、学区によって収集、維持、または使用されているお子様に関する教育記録を検査および検討する権利があります。学区は、不必要な遅滞なく、学生の識別、評価、または配置に関連するミーティングの前に、学歴の見直しの要請に応じるものとします。記録の検査とコピーの要請は10営業日以内に許可されなければなりません。要請が公式記録管理者によって受け取られた後、学区は、次のいずれかの理由により、これをさらに5営業日以内で延長することができます。

- 記録はオフサイトまたは複数の場所に保管されている
- リクエストには、相当数の指定されたレコードの収集が必要
- リクエストには広範な検索が必要
- 記録を見つけるには追加の作業が必要
- この要請は学区に不当な負担をもたらすまたは
- 要請に関して他の公共団体または学区との協議が必要な場合。

いかなる場合も、保護者と学区が期間の延長に書面で同意しない限り、記録の閲覧および謄写の要請は、要請がなされてから15営業日を超えて認められることはありません。

教育記録を検査および検討する権利には次のものが含まれます。

- 合理的な説明および要請に対する学区からの応答、記録の解釈に対する権利。
- 代理人に記録を検査および検討させる権利。そして
- 学区に教育記録のコピーを要請する権利。提供できない場合、通常維持されている場所にこれらのコピーが記録されていないことにより記録を検査および確認する権利の行使を事実上妨げる場合

学区は、後見、別居、離婚などの問題を管理する適用州法に基づいてあなたに権限がないと学区に通知されていない限り、あなたがお子様に関する記録を検査および検討する権限を持っているとみなします。

地元の学区は、要請に応じて、学区が収集、維持、または使用する教育記録の種類と場所のリストを提供する必要があります。

学区は、お子様の IEP に基づいて管理される関連サービスの提供と、管理された各種類の関連サービスの分を記録するログを作成し、保護者の要請に応じていつでも利用できるようにする必要があります。学区は、学年度の初めから 20 学業日以内、または IEP の設立後、関連するサービス ログを要請するオプションがあることを通知する必要があります。学区は、言語サービス、作業療法サービス、理学療法サービス、学校ソーシャルワークサービス、学校カウンセリングサービス、学校心理サービス、および学校看護サービスのログを作成する必要があります。

科学的、研究に基づいた介入または多層的な支援システムにおいて、学区がお子様に関して収集および検討したすべてのデータが提供されるものとします。

記録の検索、取得、コピーの料金

学区では、情報の検索または取得に料金を請求しない場合があります。ただし、学区では、生徒の学校記録のコピーに妥当な費用（ただし、1 ページあたり 0.35 ドルを超えない）を請求する場合があります。親または生徒は、コピーにかかる費用を負担できないことを理由に、要請された記録のコピーを拒否されないものとします。

アクセス記録

学区は、州法または連邦法で許可されていない限り、ご両親の同意がある場合にのみ情報を公開できます。学区は、収集された教育記録へのアクセスを取得した当事者の記録を保管しなければなりません。維持される。当事者の名前、アクセスが与えられた日付、当事者が記録の使用を許可されている目的を含む、または使用された情報（保護者および地元地区の権限のある従業員を除く）。

複数の子どもに関する記録

教育記録に複数の子どもに関する情報が含まれている場合、それらの子どもの親は、自分の子どもに関する情報のみを検査および検討する権利、またはその特定の情報について知らされる権利を有します。

保護者の要請による記録の修正

お子様の記録の情報が不正確、誤解を招く、またはお子様のプライバシーやその他の権利を侵害していると思われる場合は、学区に記録の修正を求めることができます。地元の学区は、リクエストを受け取った日から 15 学業日以内に情報を修正するかどうかを判断する必要があります。学区が要請に応じた情報の修正を拒否した場合、学区はその旨を通知し、以下に定める記録審問を受ける権利があることを通知しなければなりません。

記録の審理

学区は、要請に応じて、お子様の記録の情報に異議を申し立てる記録の審問の機会を提供しなければなりません。これは適正手続きによる審問ではなく、ISBEが任命した審問官の前ではなく地方レベルで開催される公聴会です。

記録審理の結果、情報が不正確、誤解を招く、またはお子様の権利を侵害していると判断された場合、学区は情報を修正し、その旨を書面で通知しなければなりません。

記録聴取の結果、その情報が不正確でないか、誤解を招くものではないか、あるいはお子様の権利を侵害していないと判断された場合、学区の判断に同意しないその情報についてコメントしたり理由を述べたりする声明を発表する権利があることを保護者に通知しなければなりません。お子様の記録に記載された説明は、その記録または争われた部分が学区に保管されている限り、お子様の記録の一部として学区によって保管されなければなりません。記録が地区によっていずれかの当事者に開示される場合、その説明も開示されなければなりません。

個人識別情報の開示に対する同意

FERPA に基づいて教育記録に含まれる情報の開示が許可されていない限り、個人識別情報を参加機関の職員以外の当事者に開示する前に、同意を取得する必要があります。

以下に指定された状況を除き、IDEA の要件を満たす目的で、個人を特定できる情報が参加機関の職員に公開される前に保護者の同意は必要ありません。

- 保護者の同意、または州法に基づく成人年齢に達した適格なお子様の同意を個人を特定できる情報が移行サービスの関係者、支払いを行う代理店に公開される前に取得する必要がある
- お子様と同じ学区内にない私立学校に在籍している、または入学予定の場合、個人を特定できる情報を提供する前に保護者の同意を得たうえお子様について、私立学校と保護者が住んでいる学区の職員公表される。

安全対策

学生の記録を機密保持するために、次の保護措置が講じられています。

- 各参加機関は収集、保管、開示、破壊の各段階で個人を特定できる情報の機密性を保護しなければなりません。
- 各参加機関の職員 1 名が個人を特定できる情報の機密保持の責任を負わなければなりません。
- 個人を特定できる情報を収集または使用するすべての人は、IDEA および FERPA のパート B に基づく機密保持についてトレーニングまたは指導を受けなければなりません。

- 各参加機関は、公衆の閲覧のために、個人を特定できる情報にアクセスできる政府機関内の従業員の役職情報、氏名および名称の最新のリストを維持しなければなりません。

情報の破棄

IDEA のパート B に基づいて収集、維持、または使用される個人を特定できる情報が、お子様に教育サービスを提供するために必要でなくなった場合、学区は通知する必要があります。

- 各学校は、生徒の永久的な記録とそこに含まれる情報学生が転校、卒業、または永久退学してから 60 年以上を保管しなければなりません。
- 各学校は、生徒の一時的な記録とその記録に含まれる情報、転校、卒業等の退学後5年以上を保管するものとします。

学生の権利

FERPA は、学歴に関する保護者の権利が18歳の年齢に応じて学生に譲渡されると規定しています。IDEA パート B に基づく学歴に関する保護者の権利も生徒に譲渡されます。ただし、公的機関は、IDEA のパート B に基づいて必要な通知を、生徒・保護者にも両方の者に提供する必要があります。

親権の譲渡

お子様は18 歳で成人の生徒になります。学区に別段の通知がない限り、この文書で説明されているすべての親権は、その時点でお子様譲渡されます。あなたは、必要な事前の書面による通知をすべて受け取る権利を共有し、学校はこれらの通知をあなたとあなたのお子様の両方に提供します。

お子様の17 歳の誕生日またはその前に、IEP には、これらの権利が18 歳の誕生日に譲渡されることをあなたとお子様に知らされたという声明を含める必要があります。さらに、このミーティングでは、教育上の判断を行う権利の委任フォームを受け取ります。

お子様は、成人に達した時点で、このフォームを使用して、教育上の利益を代表するようあなたまたは他の個人に委任することを判断できます。このフォームはその後、地元の学区に提出する必要があります。

教育上の意思判断を行う権利の委任フォームには、お子様の教育上の権利を代表するよう指定された個人を特定し、その個人の署名とお子様の署名の 両方を含める必要があります(または、障害に応じた音声またはビデオ形式などの他の手段による)。お子様はいつでも権利の委任を終了し、独自の教育上の判断を開始することができます。権利委任は署名後 1 年間有効であり、毎年更新される場合があります。

この保護者の権利に関する書面は、米国教育省特別支援教育プログラム局によって作成され、イリノイ州の規則に準拠するためにイリノイ州教育委員会によって修正されました。

再認可された 2004 年障害者教育法 (IDEA 2004) は、2004 年12 月 3日に署名されました。法律として成立し同法の規定は、2005 年 7 月 1 日に発効しました。ISBE は、この安全策手続きに関する通知を提供し連邦法の変更に基づく保護者の権利を通知するいたします。